

【小郡地域】

避難生活場所となる施設で、避難情報等を発令した場合に開設する避難所の候補施設です。

まずは、自主避難の受け入れに対応している小郡地域交流センターを開設します。

※自主避難の場合は、場所のみの提供となりますので、必要品（食糧、毛布等）をお持ちください。

次に対象地域の状況などを総合的に判断して、小中学校等を開設します。

※開設時には山口市から防災メール等でお知らせします。

山口市防災危機管理課：083-934-2723

令和6年11月1日現在

NO	施 設		【災害適応種別】				
	名 称	所在地	洪水	土砂	高潮	地震	津波
1	小郡地域交流センター	小郡下郷609-1	②	○	○	○	○
2	小郡保健福祉センター	小郡下郷609-5	②	○	○	○	○
3	小郡ふれあいセンター	小郡下郷1440-1	—	○	②	○	○
4	上郷小学校	体育館	○	—	○	○	○
5		校舎	○	○	○	○	○
6	小郡小学校	体育館	—	○	—	○	○
7		校舎	③	○	②	○	○
8	小郡南小学校	体育館	—	○	—	○	○
9		校舎	②	○	—	○	○
10	小郡中学校	体育館	—	○	—	○	○
11		校舎	③	○	②	○	○
12		武道場	—	○	—	○	○
13	小郡体育館	小郡下郷308-1	—	○	—	○	○
14	小郡南集会所	小郡緑町2-27	—	○	—	—	○
15	小郡上郷児童館	小郡上郷2159	○	○	○	—	○
16	小郡上郷保育園	小郡新町一丁目18-27	—	○	○	○	○
17	山口県立山口農業高等学校	体育館・武道場	○	○	○	○	○
18	山口学芸大学	体育館	○	—	○	○	○
19	山口県鴻城高等学校	体育館	—	○	—	○	○
20	KDDI維新ホール	小郡令和一丁目1-1	②	○	②	○	○

【災害適応種別について】

（風水害）

水防法第14条により県で公表された浸水深を基に記載。浸水深が0.5メートル未満のものは「○」とし、0.5メートル以上のものは「ー」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。

（地震）

昭和56年の建築基準法施行令改正以降に建築されたものは、一定の耐震基準を満たしているものと判断し「○」とし、改正以前に建築された施設で耐震性を有していない事が分かっている施設については「ー」としている。同一施設内に改正以前と以降に建築された建物が混在しているものについても「ー」としている。ただし昭和56年の改正以前に建築されたものでも、耐震診断を行い、耐震性を有している事がわかっているものについては「○」としている。（なお、調査データが無いものは空欄としている。）

（土砂）

県が指定した土砂災害警戒区域等に施設がある場合は「ー」とし、該当しない場合は「○」としている。ただし、土砂災害警戒区域内に施設がある場合でも、施設の構造等で対策を講じていることがわかっているものについては「○」としている。

（高潮）

高潮ハザードマップを基に記載。少しでも浸水する場合は「ー」とし、浸水の恐れが無い場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。また、想定している台風による高潮の恐れが無いと思われる場合も「○」としている。ただし、データ等がない地域については、過去の災害履歴等から判断し記載している。

（津波）

山口県津波浸水想定図を基に記載。少しでも浸水する場合は「ー」とし、浸水の恐れが無い場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。